

質問書に対する回答 1

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋耐震補強工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	上部工補強工Aなど	<p>本工事では部材取付け面の素地調整がすべて1種ケレンとなっており、川崎高架橋および保土ヶ谷高架橋においては湿式+乾式ブラストとなっており、1種ケレンの素地調整は基本ブラストとなりますが、部材取付け面のみの小面積ブラスト工法では施工性および経済性において適切ではないと考えております。</p> <p>ブラスト工法相当のブラスト面形成動力工具（ブリストルブラスターなど）を使用した場合、1種ケレンとして認めていただけますでしょうか。</p>	<p>設計図書の規定に従うものであれば認められます。</p>
2	割掛対象表および参考内訳書	<p>剥離剤に対する足場養生費については割掛項目に計上されていますが、ブラストに対する足場養生に関する記述がございません。ブラストに対する足場養生についてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>ブラストに対する養生は吊足場工費に含まれます。</p>
3	特記仕様書24-15-4 2)	<p>「当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。」と記述がございましたが、割掛項目に「塗膜成分調査」が計上されています。特記の「成分把握のための調査」と割掛の「塗膜成分調査」は別と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>割掛項目の「塗膜成分調査」は、特記仕様書24-15-4 2)の「当該塗料の成分把握のための調査」に該当するものとなります。</p>